

国立大学法人東京農工大学教育職員の任期に関する規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学教育職員の任期に関する規程を次のとおり改正する。

現 行					改 正					備 考
国立大学法人東京農工大学教育職員の任期に関する規程										
平成16年4月7日 16 経教 規程第25号										
第1条～第5条 省略					第1条～第5条 省略(現行どおり)					
附 則 省略					附 則 省略(現行どおり)					
別表(第2条関係)					別表(第2条関係)					
教育研究組織の名称	対象となる職	任期	任期に関する事項	根拠規程	教育研究組織の名称	対象となる職	任期	任期に関する事項	根拠規程	
産官学連携・知的財産センター	教授及び准教授	3年	再任可。ただし、2回限りとする。	法第5条第1項	産官学連携・知的財産センター	教授及び准教授	3年	再任可。ただし、2回限りとする。	法第5条第1項	
工学府及び工学部の全講座	助教及び助手	5年	再任可。ただし、1回限りとし、任期は5年以内とする。	法第5条第1項	工学府及び工学部の全講座	助教及び助手	5年	再任可。ただし、1回限りとし、任期は5年以内とする。	法第5条第1項	
機械システム工学専攻 システム基礎解析講座 エネルギーシステム解析分野 機械材料学分野	准教授	5年	再任不可	法第5条第1項	削る	削る	削る	削る	削る	
生物システム応用科学府	助教及び助手	5年	再任不可	法第5条第1項	生物システム応用科学府	助教及び助手	5年	再任不可	法第5条第1項	
農学府及び農学部	助手	3年	再任可。ただし、1回限りとする。	法第5条第1項	農学府及び農学部	助手	3年	再任可。ただし、1回限りとする。	法第5条第1項	
総合情報メディアセンター	教授、准教授及び講師	5年	再任可。ただし、2回限りとする。	法第5条第1項	総合情報メディアセンター	教授、准教授	5年	再任可。ただし、2回限りとする。	法第5条第1項	

	師								
	助教	5年	再任可。ただし、1回限りとする。	法第5条第1項		助教	5年	再任可。ただし、1回限りとする。	法第5条第1項
	助手	3年	再任可。ただし、1回限りとする	法第5条第1項		助手	3年	再任可。ただし、1回限りとする	法第5条第1項
技術経営研究科 国立大学法人東京農工大学 大学院技術経営研究科に勤務 する教育職員の就業に関する 特例規定第2条適用者	教授、 准教授、 及び 講師	5年	再任可。ただし、2 回限りとし、任期 は3年以内とする	法第5条第1項	技術経営研究科 国立大学法人東京農工大学 大学院技術経営研究科に勤務 する教育職員の就業に関する 特例規定第2条適用者	教授、 准教授、 及び 講師	5年	再任可。ただし、2 回限りとし、任期 は3年以内とする	法第5条第1項
別紙様式 省略					別紙様式 省略(現行どおり)				

附 則(22教 規程第18号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。